様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和８年６月２２日

群馬県知事　様

提出者　　〒375-0021

住　所　群馬県藤岡市小林３２６番地

氏　名　田畑建設株式会社
代表取締役社長　富澤　康人
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　0274-22-2236

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	田畑建設株式会社
事業場の所在地	群馬県藤岡市小林３２６番地
計画期間	令和８年４月１日　～　令和９年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：建設業　　中分類：総合建設業
②事業の規模	元請完成工事高　金１，７４４，０９９千円
③従業員数	４６名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙１の通り

（日本工業規格　A列４番）

<table>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="4">（管理体制図）

別紙２の通り</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

別紙３の通り</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

別紙３の通り</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の分別に関する事項</td></tr>
<tr><td>①現状</td><td colspan="3">（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
がれき類、木くず、廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くず、金属くず、紙くず、繊維くず、汚泥等、工事現場にて種類毎に分別し、発生後速やかに予定の処分先にて処分する。</td></tr>
<tr><td>②計画</td><td colspan="3">（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
上記に記載した事項をさらに推進する。</td></tr>
</table>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
	①現状	【前年度（ ――― 年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	
		自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t　　t
		（これまでに実施した取組）	
	②計画	【目標】	
		産業廃棄物の種類	
		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t　　t
		（今後実施する予定の取組）	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
	①現状	【前年度（ ――― 年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	
		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t　　t
		自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t　　t
		（これまでに実施した取組）	
	②計画	【目標】	
		産業廃棄物の種類	
		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t　　t
		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t　　t
		（今後実施する予定の取組）	

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="2">【前年度（ ――― 年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="2">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="2">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

別紙４の通り</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>全 処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>再生利用業者への処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

別紙４の通り</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

別紙1

産業廃棄物の一連の処理の工程

【がれき類】
・工事現場 → 運搬 → 中間処理業者 → 再生骨材、再生アスファルト合材として再資源化

【木くず】
・工事現場 → 運搬 → 中間処理業者 → おが粉、ウッドチップ、燃料チップとして再資源化

【廃プラスチック類】
・工事現場 → 運搬 → 中間処理業者 → 原料、燃料チップとして再資源化

【ガラス・陶磁器くず】
・工事現場 → 運搬 → 中間処理業者 → 再生砕石、再生砂、原料、覆土材として再資源化

【金属くず】
・工事現場 → 運搬 → 中間処理業者 → 原料として再資源化

【紙くず】
・工事現場 → 運搬 → 中間処理業者 → 原料として再資源化

【繊維くず】
・工事現場 → 運搬 → 中間処理業者 → 原料、燃料チップ、固形燃料として再資源化

【汚泥】
・工事現場 → 運搬 → 中間処理業者 → 固形燃料として再資源化

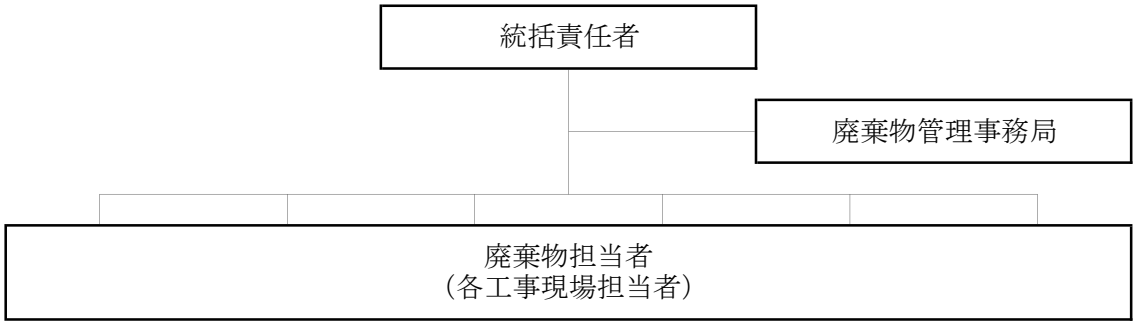
【廃油】
・工事現場 → 運搬 → 中間処理業者 → 燃料油として再資源化

【石綿含有産業廃棄物】
・工事現場 → 運搬 → 中間処理業者 → 埋め立て等による最終処分

別紙2

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1)責任者及び管理組織図



(2)管理体制の強化

管理組織図に則った縦横断的な組織を編成し、廃棄物管理に対し全社をあげて取り組む。
以下にその役割を記す。

【統括責任者】
- ・廃棄物処理方針の策定
- ・廃棄物処理に関する各種事項の決定
- ・廃棄物処理計画の作成
- ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・社員、関連会社に対する教育、啓発
- ・各作業所に対する情報提供、支援及び指導
- ・マニフェスト(完了)保管

【廃棄物管理事務局】
- ・マニフェスト購入、配布
- ・廃棄物処理に関する情報収集

【廃棄物担当者】
- ・廃棄物委託契約書作成
- ・マニフェスト発行及び現場施工時の管理
- ・工事完了時の統括責任者への報告とマニフェスト提出

(3)教育・研修

①新規入場者教育

各工事の廃棄物担当者は、工事開始に先立ち産業廃棄物の重要性・処理の方法などについて現場作業員に教育する。

②新入社員研修

統括責任者は、新入社員(工事技術員)に対し、産業廃棄物の重要性・処理の方法などについて教育する。

③特別教育

統括責任者は、廃棄物処理法の改正があった場合及び実務面での不備等が生じた場合に、関係者に対して特別教育を行う。

別紙3

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	金属くず	紙くず	汚泥	繊維くず	
排出量	1,979.4t	190.1t	43.7t	21.6t	5.4t	2.0t	1.3t	0.6t	

（これまでに実施した取組）

当社は、公共工事主体の建設会社であるため、コンクリート殻、アスファルト殻の処分がほとんどであり、それらは再生骨材、再生合材等として再利用されている。
工事実施に際し、当初予測できない産業廃棄物の種類や数量が発生した場合、発注者と廃棄物の抑制及び処理の方法について協議を行った上で処分する。また、生コンクリート、アスファルト合材等を注文する際、正確な数量を計って余剰を出さないようにするなど、工事現場単位で排出の抑制に努めている。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	金属くず	紙くず	汚泥		
排出量	1,500t	190t	40t	10t	5t	2t	1t		

（今後実施する予定の取組）

上記に記載した事項をさらに推進する。

別紙4

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	金属くず	紙くず	汚泥	繊維くず	
排出量	1,979.4t	190.1t	43.7t	21.6t	5.4t	2.0t	1.3t	0.6t	
優良認定処理業者への処理委託量	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	
再生利用業者への処理委託量	1,979.4t	190.1t	43.7t	21.6t	5.4t	2.0t	1.3t	0.6t	
認定熱回収業者への処理委託量	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	

（これまでに実施した取組）

当社は、がれき類や木くず等、工事現場から排出した産業廃棄物は、発注者と協議の上、中間処理業者へ処理委託し、再資源化に努めている。また、石綿含有産業廃棄物については、優良認定処理業者へ適切に処理するよう委託している。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	金属くず	紙くず	汚泥		
排出量	1,500t	190t	40t	10t	5t	2t	1t		
優良認定処理業者への処理委託量	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――		
再生利用業者への処理委託量	1,500t	190t	40t	10t	5t	2t	1t		
認定熱回収業者への処理委託量	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――		

（今後実施する予定の取組）

上記に記載した事項をさらに推進する。